

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

# NPOみなまた



No.31 (2009年4月)



桜が満開です。童心に返ってシ-ソ-。



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

## 「救済」とは真反対の内容

与党が議員立法で、今国会に上程した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」(法案)は驚くべき内容であり、永年にわたって被害をこうむってきた水俣病被害者にとって、また多少なりともかかわってきた私にとっても到底看過できないものです。一言で言えば加害者を救済するための法案であり、被害者救済はとってつけたもので、「救済」とは真反対の内容です。

最大の問題は、チッソをチッソ本体である患者補償会社(のちに消滅する)と事業会社(水俣病の責任が全くおよばない別会社)に分社化することです。分社化はチッソの永年にわたる悲願であり、チッソをして水俣病の責任から解き放つものです。水俣病被害者だけでなく、水俣市やその周辺地域そのものを切り捨てることにほかなりません。

また、公害健康被害補償法の地域指定を解除することも大きな問題です。解除は水俣病の認定申請そのものができなくなるという究極の水俣病幕引き策です。健康や環境の実態調査もなく、水俣病像についての徹底した議論も行わずに解除を先行させることは決して許されることではありません。国、熊本県を被害者救済責任から逃れさせることとなります。2004年最高裁判決以降の認定申請者、保健手帳取得者が3万人を超えるという驚くべき数字にはっきりと表れているように、実際には、今なお多くの被害者が潜在していることが明らかになっているにもかかわらずです。

困窮する未救済被害者の足元を見透かすかのように、法案「救済策」に加害者の利益を最大限に盛り込む一方で、たとえば被爆者援護法では、前文で「国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」と述べていますが、このような国の責任、取組の意義すら明文化されていません。法案作成者の道徳心が疑われますし、哲学も思想もありません。

この法案があまりにも多くの問題を抱え、いまだに救済されていない水俣病被害者が救われ、補償される道を閉ざす結果に至ること、歴史を逆戻りする暴挙を許すことはできないと考えます。そのために出来る限りの患者団体の共同行動を呼びかけたところ、幸い11団体で共同声明を発することができました。この声明を携えて、蒲島熊本県知事には面会をして訴えました。また、4月15日には、与野党の国会議員に呼びかけての懇談会と環境大臣への申入れを行います。

上記のような危惧を共有する団体、個人はどんどん広がっています。少なくとも現地の患者団体は、地域指



水俣病患者11団体による県知事申入れ(3月27日)

定解除には全団体が反対しています。当事者がこぞって反対している内容を含む法案を漫然と審議すべきはないと思います。

国会審議は、それ自身が必要であることは間違いないことなので、被害者をどのように救済していくのかという本旨に則ったものにしていただきたいと切望するものです。

NPOみなまた理事

中山裕二(水俣病被害者の会事務局長)

## 「水俣病に関する特別措置法案」特に分社化、 地域指定解除についての声明

与党が今国会に上程した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」(法案)は驚くべき内容であり、永年にわたって被害をこうむってきた私たち水俣病被害者にとって、どうてい看過できないものです。

一言で言えば法案は、加害者を救済するための免責法案であり、被害者救済はとってつけたものと言えます。法案の最大の眼目は、分社化によりチッソが水俣病から逃げ出すことを許すものであり、水俣ならびにその周辺地域、水俣病被害者を切り捨てることにつながります。私たちは分社化に断固反対します。

また健康被害、環境被害実態の調査もなく、水俣病像についての徹底した議論も行わずに地域指定解除を先行させることは、決して許されることではありません。潜在患者が名乗り出る道を閉ざす地域指定解除は、国、熊本県が被害者救済責任を放棄することを許すものです。私たちは拙速に地域指定解除を条文化することに断固反対します。

一九九五年政治解決の不十分さは、二〇〇四年最高裁判決以降の認定申請者、保健手帳取得者が短期間に三万人を超えるという驚くべき数字にはっきりと表れています。法案はこの事実に向き合うことなく、水俣病五〇年余の歴史と教訓に学ばず、強引に水俣病事件に幕引きを図ろうとしているのです。困窮する未救済被害者の足元を見透かすかのように、法案に加害者の利益を最大限に盛り込むとは、法案作成者の道徳心の欠如が疑われます。

私たちはこの法案があまりにも多くの問題を抱え、いまだに救済されていない水俣病被害者が救われ、補償される道を閉ざす結果に至ることを強く懸念します。

私たちは上記のような危惧を共有するものであり、ここに分社化と地域指定解除の撤回を求めるとともに、加害者救済策を柱とする倒錯した法案を根底から再検討することを強く要求し、声明とします。

平成二一年三月二五日

水俣病患者連合	会長	佐々木清登
水俣病被害者の会	会長	森 茂雄
水俣病不知火患者会	会長	大石 利生
水俣病被害者互助会	会長	佐藤 英樹
チッソ水俣病患者連盟	委員長	松崎 忠男
水俣病被害者の会全国連絡会	幹事長	橋口 三郎
水俣病互助会	会長	諫山 茂
水俣病患者の会	会長	濱元 二徳
新潟水俣病被害者の会	副会長	小武 節子
新潟水俣病阿賀野患者会	会長	山崎 昭正
水俣病・東海の会	会長	國崎イネ子

## ～数千人規模の原告団を目指して～ ジョイント2009の取り組み～

ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団 弁護士 菅 一雄

### 1 ジョイント2009とは？

今年のノーモア訴訟の原告団は、原告団の大拡大運動に取り組んでいます。作戦名は「ジョイント2009」。ジョイント（joint）とは、「つながる」「連携する」という意味です。2004年の最高裁判決後、認定申請者・新保健手帳申請者は急増し続け、すでに3万人を超えました。取り残されてきた未救済の水俣病被害者たちと手をつないで一緒に裁判に立ち上がろうという運動、それがジョイント2009です。

1月下旬から連日、全戸配布、戸別訪問、裁判説明会を続けています。弁護団も交代で連日現地入りしています。支援の方がたにも多大なご協力をいただいています。すでに不知火海沿岸のほぼ全域に4万枚、検診受診や裁判を呼びかけるピラを配りました。みなさんのお宅にも届いていないでしょうか？



### 2 これまでの成果～108人の追加提訴でパワーアップ

与党が「新救済策」を打ち出し、特別措置法案を国会に出すという動きの中、ノーモア原告団は機先を制して3月3日に108人の追加提訴を行い、原告総数は1650人に達しました。これは非常に重要な意味を持つ成果です。

第1に、「被害者大量切り捨て」の与党特措法案を拒否する被害者の姿勢を示しています。与党の方針は申請者の「3人に1人しか助けられない大量切り捨て」です。切り捨てを許さず確実に救済を受けるためには、裁判所で救済対象者を決定させる司法認定が必要です。だから、被害者は裁判を選んだのです。

第2に、最高裁判決に従った正当な解決を求める被害者の姿勢を示しています。与党は救済内容の点でも最高裁判決を無視しており、被害者はこれも拒否して裁判を選んだのです。

第3に、水俣病の被害がまだ残されていることを示しています。被害の全貌はまだ明らかになっていない以上、与党特措法の狙う、地域指定解除やチッソ分社化による幕引きが許される道理はないのです。

しかし、ジョイントの最大の成果は、原告団が質的にも成長して、たたかう力量を高めたことです。仲間を増やすことが自信となり、原告の士気は上がっています。今まで以上に多くの原告が運動に参加し、従来手薄だった地域でも世話人体制が充実してきました。弁護団や支援も、被害者のもとへ日参し、被害をより深くつかみました。これらは今後運動を一段と発展させる潜在パワーとなるでしょう。

### 3 今後の課題

全戸配布の反響は大きく、患者会への検診希望が相次いでいます。予想以上の多さで検診体制が追いつかず、「行列のできる患者会」状態です。裁判対策にとどまらず、地域の医療需要への対応という意味でも、地元の水俣病診療体制の充実拡大が必要ではないでしょうか。この夏の1000人大検診の取り組みに期待したいと思います。

被害はまだ残されています。「待ち」の姿勢でなく、こちらが足を一步前に出して近づけば、必ず反応が返ってくる。これがジョイントの教訓です。ジョイントでは「6月に原告2000人」という一応の目標を立てましたが、水俣病問題の最終解決に向けて、今後は志高く数千人規模の原告団を目指すべきでしょう。

## 6月、加害企業の昭和電工と国の責任を問う裁判に立つ

新潟水俣病阿賀野患者会事務局 酢山 省三（すやま しょうぞう）

2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決を受けて九州で多数の水俣病被害者が救済の声を上げ、不知火患者会のみなさんから「新潟でも潜在患者がいる。掘り起こしの取り組みをやらないと・・・」との示唆を受けた。新潟民医連は水俣病患者の診断と診療を続けている沼垂診療所での水俣病患者の家族に手紙を出し、また被害地域での訪問活動を始めた。2005年の秋から約2000軒を訪問した結果、沼垂診療所での診断を受ける患者が多数生まれた。



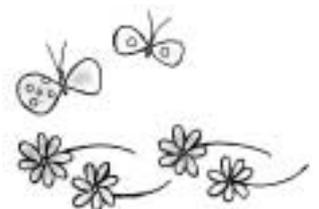
「一人一人の患者では不安だ。まとめて学習しながら、要求を実現していきたい」との思いが2007年6月に「新潟水俣病阿賀野患者会」結成となった。発足時50人の会員が2年間の様々な運動を経て、現在84世帯、94人（最高裁判決以降の認定申請、保健手帳申請者の約30%）となっている。

1 昨年、昨年の12月の認定審査会で会員9人全員が棄却となり、「どうしたら水俣病と認めさせることができるのか」と裁判についての学習を深めてきた。昨年8月には不知火患者会の現地調査に会代表4人が参加、会の総会への不知火患者会の代表の参加と交流、公害総行動デーへの参加等を経て、「裁判しかない」との結論に達し、1月31日の第4回臨時総会で「会員の裁判闘争を会は全面的に支援し、共に闘う」との結論に達した。

一方、「もっと早く救済の声を上げられなかったのか」の弁護士の疑問から始まった「新潟水俣病患者聞き取り調査」が昨年7月から12月に取組みられ、52人の調査結果がまとめられた。声を上げるのが遅れた理由として「家族や親戚の中で水俣病患者がいるのに本人には知らされなかった」という「水俣病隠し」、「子供の結婚や就職等に影響する」という「偏見差別」の「2つの理由」が大きく浮かび上がり、特に「水俣病隠し」の事実に関係者はこの問題の深刻さを改めて確認することとなった。

聞き取り調査で明らかになった加害企業の昭和電工に対する「怒り」は、患者との話し合いの要望に対して、「新潟水俣病問題は解決済みであり、みなさんは水俣病患者ではないので話し合うことはない」との昭和電工の態度でさらに沸騰し、「昭和電工に謝らせるには裁判しかない」との流れが大きくなっていった。

4月7日、「原告団結成会議」が開催され、「ノーモア・ミナマタ 新潟全被害者救済訴訟」を新潟水俣病公表44年目にあたる6月12日に提訴することを全員一致で決定した。九州、関西、新潟の裁判闘争の連携を強めながら、「水俣病全被害者の最終解決をめざす」闘いによろやく新潟も合流する。



パン好きの入居者の方の希望で、時々町のパン屋さんまで一緒に出かけて昼食をパンにすることがありました。

みなさんで選べないかと考え、パンの移動販売車に2週に1回ふれあいの家に来て頂くことにしました。

“何でん良かよ”と奥ゆかしい皆さんですが、一番の人気はあんパンです。これからは皆さんが新しい味に挑戦されて嗜好を広げて楽しんでいただきたいと願っています。職員もその日は弁当なしで皆さんと一緒にパン選びを楽しんでいます。

佐藤 順子（ふれあいの家管理者）



## ☆☆☆お花見



最近のキトさん家のニュースと言えば花見に隣町の出水市まで出掛けたことです。

皆さん頑張って、そして張り切って行かれました。後日、L氏に「花見は綺麗だったですね」と尋ねると「きれかったな～。また行きたいな」と。M氏は「行ったっけな？」とニッコリ。

花見から帰ったその日の夜は皆さんぐっすり良眠され、花見での“張り切りかた”が、うかがえます。記憶は様々ですが、「きれかった」桜の感動は一人おひとりの心の奥に残されています。

今冬は入居者のみなさんの感冒での入院もなく元気に春を迎えることができました。スタッフ一同とても喜んでます。これからも入居者のみなさんが元気に楽しく過ごすことができるよう、スタッフ全員で頑張っていきたいと思えます。

諫山 明美（キトさん家スタッフ）

## お散歩☆☆

入居者の皆さんの体調はさまざま。全員そろってのお出かけは中々できない状況です。今回も3回に分けて出水市内の公園にお花見に出かけました。まだ少し肌寒さが残っていましたが桜は満開です。「わぁー、きれいなこと...」「いっぱい咲いているね」と感嘆の声があがりました。「さくら～ さくら～...」と、スタッフが歌うとSさんも一緒に鼻歌で...。

明るい日差しとご利用者様の笑顔を見ていて私たちスタッフの心も温くなりました。

山田 静香（三郎の家スタッフ）



## ☆☆交換研修に参加して…

今回NPOみなまたが行っている事業所同士での「交換研修」に参加しました。1月19日から24日の5日間キトさん家で行いました。

私はグル - プホ - ムを、職員が入居者さんと一緒に食事の準備や掃除、洗濯などをして入居者さんの生活を手伝う所とイメ - ジしていました。でも、今回の交換研修でグル - プホ - ムの現状が介助が中心であることが分かりました。入居者の方が年々重度化されているためにそうならざるを得ないのだと思います。

キトさん家はのがわの家に比べてのんびりしています。グル - プホ - ムは“ゆったり”、デイサ - ビスは、“元気で活気”のある暮らしが求められているのかも...と思いました。

短期間の研修でしたが、自分のケアを振り返る良い機会になったし、職員・事業所同士の連携がとれ互いの情報交換ができ、より良いケアにつながっていくのではないかと思います。

今後も続けていければと思います。



江口 直美（のがわの家スタッフ）



## 介護報酬3%アップはどこへ？

4月から改正介護保険制度が実施されました。

「介護職員の給与が一律2万円アップ」、この新聞報道に一筋の光を見いだした方がたくさんおられたのではないのでしょうか。

劣悪な労働環境を少しでも改善したいと全国的な運動によってようやく政府を動かした介護報酬の3%アップ（施設系：1.3%、居宅系：1.7%）ですが、その内容が明らかになったいま、多くの関係者から失望と怒りの声が上がっています。今回の改定では職員の給料改善、処遇改善にきちんとつながらないことがはっきりしてきたからです

当法人の運営する事業所（認知症対応型グル - プホ - ム：3事業所、デイサ - ビス：1事業所）でも今回の改定を当てはめて試算をしたところ、新たな増収は44,580円（月額）でしかありません。これら全てを人件費に充てても一人の職員に対し月額1000円の上乗せしかできなことが分かりました。これでは、やりがいと誇りをもって働き続けられる介護現場など望むべくもありません。当初の「介護職員の給与、一律2万円アップ」の公約はどこへいったのでしょうか。厚労省は今回の改定の不十分さを認め、国の一般財政から上乗せすることで介護職員の待遇改善をめざすことを検討していますが、是非とも実現して欲しいと思います。



制度開始以来、5%近くのマイナス改定で、「介護崩壊」が起きている現状を打開するにはさらなる引き上げや見直しがどうしても必要です。そのための運動を多くの皆さんと一緒に進めていきたいと思っています。

NPOみなまた事務局

